

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び経過

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A病院（以下「本院」という。）に専修医として雇用された後、平成〇年〇月〇日、B所在のC病院に異動となり、専修医として勤務していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、B内にあるC病院職員寮の自室で自殺した。
- 3 請求人は、被災者は長時間労働による過労と患者家族とのトラブル等が原因でうつ病エピソードを発病し、その結果自殺したものであるから、その死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を当初〇円と算定したものの、後に〇円に変更して、これらを支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。
- 4 請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。
- 5 監督署長は、審査官の取消決定を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 請求人は、本件処分に係る給付基礎日額を不服として、審査官に対して審査請

求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がなかった。

- 7 本件は、請求人が、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。

この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。また、労働者が複数の事業場に使用され、これらの事業場の各使用者からそれぞれ賃金を支払われている場合にあつては、「賃金の総額」とは、各使用者から支払われた賃金の合算額ではなく、算定すべき事由の発生した事業場で支払われた賃金のみをいうものとされている（昭和28年10月2日付け基収第3048号）が、出向労働者については、出向元事業主が、出向先事業主との契約等により、出向労働者に対して支払うべき賃金名目の金銭給付を、

出向先事業が支払った賃金とみなし、出向先事業が出向労働者に対し支払った賃金と合算した上、平均賃金を算定すべきものとされている（昭和35年11月2日付け基発第932号）。

(2) 請求人は、被災者の外勤先医療機関における勤務の実質は「在籍出向」というべきであるから、被災者の平均賃金は、C病院が支払った賃金と外勤先医療機関が支払った賃金とを合算して算定することとなるところ、監督署長は、外勤先医療機関の賃金を合算しておらず、その結果、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨を主張している。

(3) 被災者は、外勤先医療機関として、D病院、E病院、F病院及びG病院において勤務していたことが認められるところ、これらの外勤先医療機関における被災者の就労形態についてみると、おおむね、以下のとおりである。

ア 請求人は、「被災者は、C病院に勤務しながら、本院医局からの指示で、外勤先医療機関でも勤務していたが、外勤先医療機関では、当該医療機関の指揮命令の下、医師として勤務し、当該勤務に対する対価として当該医療機関から賃金の支払を受けていたから、その実質は「在籍出向」であるというべきであって、いわゆる『派遣』、『兼業』、『アルバイト』等ではない。」旨述べている。

イ これに対し、H元部長は、「外勤先医療機関への勤務については、本院医局が管理し、本人の意思で行われている。給料は外勤先医療機関から本人に直接支払われる。」旨、I元医局長は、「外勤先医療機関へのアルバイト勤務について、本院医局が外勤先医療機関と勤務条件を交渉してくれる。本院医局が行先を指定して用意してくれ、外勤先医療機関のレベルと医師のレベルで紹介される。紹介を断ることは可能であるが、実際はお金のために外勤に行っている。医局によっては、自分で探したり、先輩からの斡旋もある。外勤先医療機関での給料については、医局を経由してもらうということはなく、直接本人の口座に振り込まれる。」旨、J部長は、「外勤先医療機関での勤務は、強制的なものではないので、断ることもできるが、ほとんどの勤務医師が外勤を行っている。本院の医局と外勤先医療機関との間で、勤務する曜日や時間、金額を交渉した内容により、C病院医局に話があり、勤務する医師を選び、該当者の希望を確認して勤務する場合が多い。なお、外勤先医療機関は、K大学出身のいる医療機関や地域医療連携先の医療機関である。

外勤先医療機関での勤務は、医局からの紹介で勤務していることから、K大学の業務のようにも思えるが、勤務内容は外勤先医療機関から言われるし、給料も直接外勤先医療機関から本人に支払われるので、C病院の勤務とはいえない。」旨、L課長は、「外勤先医療機関での勤務については、研究日として取り扱われており、各医師の自由となっている。研究日は、病院としては、『日曜日、他1日』の休日として取り扱われている。C病院での勤務ではないことから、O課としては把握していない。」旨、それぞれ述べている。

ウ 上記ア及びイの申述からすると、被災者を含む医師の外勤先医療機関での勤務については、本院医局からK大学の関連医療機関や地域医療連携先の医療機関を紹介されて行われることが多いものと思料されるが、本院医局からの紹介を受けることなく、医師自らが外勤先医療機関を探したり、先輩医師から斡旋を受けたりすることもあるとされている。また、本院医局からの紹介である場合、多くの医師は経済的な事情のために、その紹介に応じて外勤先医療機関で勤務するものの、外勤先医療機関での勤務は強制的ではなく、これを断ることも可能であるとされているほか、外勤先医療機関における賃金は、本院医局を経由することなく、当該医療機関から各医師に直接支払われ、しかも、C病院においては、外勤先医療機関での勤務日は、医師の研究日として取り扱われ、各医師の自由とされていることから、各医師の外勤先医療機関での勤務日は休日として処理し、その勤務状況を把握していないことからすると、本院医局からの指示に基づき、外勤先医療機関で勤務していたものとは認められない。

なお、請求人は、外勤先医療機関における勤務の実質は「在籍出向」であるというべきである旨主張していることから、一件記録を改めて精査したが、C病院を出向元とし、外勤先医療機関を出向先とする出向契約の実態があることを確認するに足りる資料を見いだすことはできず、C病院の医師が同病院から外勤先医療機関に出向し、勤務していたものと認めることはできないから、その主張を採用することはできない。

エ 以上からすると、たとえ被災者が本院医局から紹介を受けた外勤先医療機関において勤務していたとしても、それは本院医局の紹介先を利用したものにはすぎないものと思料され、当審査会としては、被災者は、C病院で勤務することを要せず、自由に過ごすことができる研究日を活用し、自らの意思で、

これらの外勤先医療機関において勤務していたものとみるのが相当であると判断する。

(4) 以上のとおり、被災者は、C病院のほか、複数の外勤先医療機関において勤務しているところ、給付基礎日額の算定に当たっては、これら複数の外勤先医療機関から支払われた賃金を賃金総額に含める必要はなく、給付基礎日額を算定すべき事由の発生したC病院において、算定期間である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に支払われた賃金をもって賃金総額とし、これを算定すれば足りることとなるが、当審査会として、一件記録を改めて精査したものの、被災者には、C病院において、上記1で認定した賃金のほかに、未だ支払われていない賃金があるものとは認められず、被災者の給付基礎日額を算定すべき賃金の総額に不足はないものと判断されることから、監督署長が、上記賃金総額を基礎として、上記(1)の通達に示された取扱いに従って算定した本件処分に係る給付基礎日額については、誤りはなく、妥当なものであると判断する。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

なお、請求人は、C病院での労働時間だけが被災者のうつ病エピソード発病の原因であったとはいえず、C病院での労働と外勤先医療機関での労働を明確に区分して評価することはできないから、外勤先医療機関での勤務についても、被災者の労働時間として評価・算定すべきであった旨主張している。しかしながら、労働者災害補償保険制度は、労働基準法による個々の使用者の災害補償責任を担保するものであるところ、ある事業場での労働時間以外の時間に関し、労働者がどのように過ごすべきかについては、当該労働者が自由に決定すべきものであって、当該事業場は関与しえない事柄であるから、労働者災害補償保険における業務起因性の判断に当たって、使用者の指揮監督権限が及ばない他の事業場における当該労働者の就労状況を考慮することは、使用者に過大な責任を課すものとなり、合理的であるとはいえない。したがって、当審査会としても、業務による心理的負荷の評価に当たって、外勤先医療機関における労働時間をも含めた労働時間によって評価することは適当ではないものと判断するところであるから、請求人の主張は採用することができないことを念のため付言する。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円として算出した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。